

不正な助成金の交付の申請防止に係る誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、助成金の申請にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 当社は、協会の求めに応じ、適切なLPガス料金値引きを実施およびその証憑等の提出に協力します。
- (2) 当社は、当社の帰責の有無に関わらず、不正な助成金申請に該当する可能性があるとして協会が判断する場合は、その調査が完了するまで当該助成金申請金額の戻入または支払い保留等が発生することについて同意します。
- (3) 当社は、上記に該当する他、不正な助成金申請及び受給が発生しないよう、山形県および協会の求めに応じて、調査や不正防止措置に協力することに同意します。
- (4) 当社は、架空の申請や水増し報告等の不正請求※1、不適切な行為※2等を行いません。
- (5) 当社は、不正が判明した場合には、事案の公表の対象や、債権回収、賠償請求の実施または刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることについて、同意します。

※1：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請または報告情報等に虚偽の記入を行いまたは偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、または受けようとする事。

※2：不適切な行為

- ① 助成金相当分をあらかじめ単価に上乗せする等、本来の価格が不適切に設定されていること
- ② 助成対象期間に合わせた値上げを故意的に行うこと
- ③ 価格について、助成金による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること

以上

暴力団等でない表明・同意書

私は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴協会とのLPガス料金負担軽減支援事業助成金の交付が拒絶されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

- ① 貴協会との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします（1～5にあっては、暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者）。
1. 暴力団
 2. 暴力団員
 3. 暴力団準構成員
 4. 暴力団関係企業
 5. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 6. 次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること
- ② 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
1. 暴力的な要求行為
 2. 法的な責任を超えた不当な要求
 3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴県の信用を棄損し、または貴県の業務を妨害する行為
 5. その他前各号に準ずる行為
- ③ 上記②1～5の行為があった場合は法的処置（民事、刑事）を講じられてもかまいません。
- ④ 貴職において必要と判断した場合に、提出する当方の個人情報情報を警察に提供し、表明・確約事項を確認することについて同意します。

以上

個人情報の取り扱いに係る同意事項

当社は、本事業への登録及び助成金の支給の申請にあたり、以下の事項を確認し同意します。

記

協会は、本事業の実施に必要な範囲で、L P ガス販売事業者が提供する個人情報を取り扱うものとし、なお、協会はL P ガス販売事業者が提供する情報を事業の終了後5年間保管し、協会業務に必要な範囲内で自ら使用すること及び第三者等に提供することができます。また、協会及び山形県はL P ガス販売事業者が提供する情報について、統計的に処理したデータを公表することがあります。

以上